令和８年厚木市教育委員会９月定例会日程

日時　令和８年９月25日(金)
　　午後３時から
場所　第二庁舎４階教育委員会会議室

１　開会

２　教育長報告

３　審議事項
　日程１　議案第34号　厚木市厚木こども科学賞審査会委員の委嘱について
　　※非公開【教育指導課】

４　報告事項
(1) 事務の臨時代理の報告について（厚木市和田傳文学賞審査会委員の委嘱について）
　　【教育指導課】
(2) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童の教育措置について）
　　※非公開【教育指導課】

５　閉会

令和８年９月定例教育委員会教育長報告

令和８年８月２５日（火）に開催されました８月定例会以後の主な行事等１４件につきまして、御報告申し上げます。

１　８月２６日（水）　　厚木市立厚木北公民館
令和８年度　あつぎタウンミーティング
〇対象地区　厚木北地区
〇参加者数　１１人

２　８月２７日（木）　　厚木市立睦合北公民館
令和８年度　あつぎタウンミーティング
〇対象地区　睦合北地区
〇参加者数　７人

３　８月３０日（日）　　厚木市役所ほか
厚木市総合防災訓練

４　９月１日（火）　　神奈川県総合防災センター
ビッグレスキューかながわ
〇参加校　戸田小学校

５　９月５日（土）　　厚木市文化会館　地下展示室
令和８年度　厚木愛甲地区中学校文化連盟芸術祭　部活動展示部門発表会
〇参加校数　１７校（厚木市：１３校、愛川町：３校、清川村：１校）

６　９月９日（水）　　荻野小学校
学校訪問

７　９月１０日（木）　　小鮎小学校、妻田小学校
学校訪問

８　９月１５日（火）　　厚木市役所第二庁舎　５階　教育長室
厚木市小学校長会　令和９年度予算要望
〇訪問者　校長会長ほか６人

９　９月１６日（水）　　依知中学校
学校訪問

10　９月１７日（木）　　厚木第二小学校
学校訪問

11　同　　日　　厚木市役所本庁舎　４階　第二応接室
寄附贈呈式
〇寄附物品　図書　２６６冊
〇出席者　株式会社メイシンマテリアル　代表取締役、社員

12　９月１８日（金）　　鳶尾小学校
鳶尾小学校創立５０周年記念式典

13　同　　日　　厚木市役所本庁舎　４階　第二応接室
令和８年度　全国中学校体育大会出場報告会
〇出席者　選手（藤塚中学校生徒１人、南毛利中学校生徒２人）、校長等

14　令和８年厚木市議会第５回会議（９月定例会議）
① 会議期間
８月２７日（木）から１０月５日（月）まで（４０日間）
② 一般質問（９月３日（木）から７日（月）まで）
２２人の議員から質問があり、うち教育委員会関係は５人でした。
〇川口仁 議員
(2) 教育行政について
ア　部活動の地域展開について
(ｱ) 現状と今後の進め方は。

○望月真実 議員

(2) 教育行政について

ア　「包括的教育バウチャー制度」の導入について

(ｱ) 部活動の地域展開に伴い、新たに保護者負担が生じることによる体験機会・学習機会の格差拡大について、市の認識は。

(ｲ) 国の補助制度が令和８年度から開始されたことを踏まえ、これを活用した「包括的教育バウチャー」の導入を検討してはどうか。

イ　学びの多様化学校について

(ｱ) これまでの提案を踏まえ、本市における設置に対する検討状況及び今後の方向性は。

(ｲ) 学校統廃合に伴う廃校・統合後の校舎を活用する考えは。

○小島まさひろ 議員

(1) 教育行政について

ア　教育バウチャーについて

(ｱ) 進捗は。

○いわさきかずや 議員

(2) 教育行政について

ア　市内で急増する外国人児童・生徒について

(ｱ) 市内小・中学校での礼拝について現状と課題は。

(ｲ) 教育委員会として統一ルールの整備をするべきと考えるが見解は。

イ　行事等における議員来賓等について

(ｱ) 目的は。

(ｲ) 現状と課題は。

○奈良直史 議員

(2) 教育行政について

ア　犯罪の低年齢化について

(ｱ) 市内小・中学校における現状と課題は。

③ 環境教育常任委員会（９月１４日（月））

○陳情第５号　　国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書を国に提出することを求める陳情　　【採択すべきもの】

④ 予算決算常任委員会　環境教育分科会（予算議案）（９月１４日（月））

○議案第７３号　令和８年度厚木市一般会計補正予算（第２号）

⑤ 予算決算常任委員会　環境教育分科会（決算議案）（９月２４日（木））

〇議案第５２号　令和７年度厚木市一般会計歳入歳出決算について

〇議案第５７号　令和７年度厚木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について

議案第３４号については、

非公開案件となります。

資料１

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第６条の規定により報告する。

令和８年９月２５日提出

厚木市教育委員会
教育長　　佐　後　佳　親

臨　時　代　理　書

厚木市和田傳文学賞審査会委員の委嘱について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和８年９月１日

厚木市教育委員会
教育長　　佐　後　佳　親

理由

令和８年９月１日付けで委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条の規定により、その事務を臨時に代理する。

別　紙　　（敬称略）

番号	氏名	選出区分	役職名等	任期	備考
1	泉屋（イズミヤ）　咲月（サツキ）	規則第2条 (学識経験を有する者)	湘北短期大学講師	令和8年9月1日～ 令和10年3月31日	新任

厚木市和田傳文学賞審査会規則（抜粋）

（委員）

第２条　審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

報告事項２については、
非公開案件となります。